

## 平成 26 年度 8 月補正（専決処分）の概要

### 一般会計補正予算（第 3 号）

#### 1 補正予算の内容

平成 26 年 10 月より、水痘及び高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種が定期化することに伴い、水痘の集団予防及び重篤化予防、高齢者の肺炎球菌感染症の個人予防を目的に、予防接種事業を実施することから、平成 26 年度一般会計補正予算（第 3 号）を編成する。

なお、経費の執行にあたっては、急施を要することから、この補正予算は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分を行う。

#### 2 補正予算の規模

（単位：千円）

現在予算額	補正予算額	補正後予算額
199,898,352	74,898	199,973,250

#### 3 歳入歳出補正予算額

（単位：千円）

歳 入		歳 出	
款	補正予算額	款	補正予算額
繰越金	74,898	衛生費	74,898
合 計	74,898	合 計	74,898

#### 4 費目別事業概要等

衛生費 74,898 千円

予防接種事業費 74,898 千円

水痘の集団予防及び重篤化予防と高齢者の肺炎球菌感染症の個人予防を目的に予防接種を行う。